



令和2年7月1日から

妊婦健康診査の公費負担額を増額します

令和2年7月1日以降に受診した妊婦健康診査の公費負担額を増額します。
お手持ちの母子健康手帳別冊（受診票）については、医療機関の窓口で公費負担額を読み替えて精算することができますので、そのままご使用いただきますようお願いいたします。

●対象 令和2年7月1日以降に受診した妊婦健康診査

●公費負担額の読替表 裏面のとおり

●留意点

- ① 令和2年6月30日までのご受診は従来の公費負担額が適用されます。
- ② 公費負担額を超えた金額については、実費でのお支払いとなります。また、実際の費用が公費負担額を下回った場合でも、その差額については還付されません。
- ③ 妊婦健康診査は、対象となる検査項目が定められています。対象外の検査（トキソプラズマ検査等）や健康保険が適用されるもの等（投薬料等のお薬代など）については、公費負担の対象外となります。
- ④ 大阪府外でのご受診により、一旦医療機関で自己負担した金額の還付を請求する場合についても、令和2年7月1日以降に受診した場合は、増額後の公費負担額を上限として還付させていただきます。

※請求手続の詳細は、吹田市ホームページをご覧ください。保健センターにお問合せください。

【お問合せ】

吹田市立保健センター 母子保健担当

TEL06-6339-1212 FAX06-6339-7075

